

事務連絡  
令和5年2月24日

関係法人代表者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス課福祉施設グループ

民間障害福祉施設整備借入償還金補助金の令和4年度実績報告及び  
令和5年度交付申請等について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろから格段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、以下の要領で提出いただきますようお願いいたします。

## 【令和4年度実績報告について】

### 1 令和4年度に、標記補助金を受けている全ての法人・・・「令和4年度実績報告」

- (1) 第4号様式(第10条関係) 実績報告書
- (2) 別紙 月別返済額一覧
- (3) 添付書類
  - ア 令和4年度決算書(収支計算書、事業活動計算書と貸借対照表を含むこと)
  - イ 振込領収書(写)・振込案内書(写)又は通帳(写)
  - ウ 貸付金残高証明書(写)

### 2 実績報告の留意事項

- (1) 提出様式、記載例を、インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>) → 「書式ライブラリ」 → 「神奈川県からのお知らせ」 → 「1. 神奈川県からのお知らせ」に掲載しています。ダウンロードして作成してください。
- (2) 令和4年度実績報告のうち、(独)福祉医療機構(以下「機構」という。)の「預金口座振替」をご利用の場合は、預金口座振替のご案内(写)・当該箇所の通帳のコピーを必ず添付してください。(機構発行の貸付金残高証明書(写)は、機構から届き次第速やかに提出してください。)
- (3) 令和4年度実績報告のうち、期限までに決算書が間に合わない場合、理事会終了後、すみやかに必ず提出してください。
  - ア 実績報告において、既交付決定額の増額はできません。
  - イ 社会福祉法人の場合、新会計基準に則り、貸借対照表において、元金補助については「国庫補助金等特別積立金」への仕訳となりますのでご留意ください。(継続性の観点から、旧方式継続とした場合を除く。)
  - ウ 収支計算書だけでは当補助金(元金・利子)の収支が判別できない場合には、収支計算書の余白に、内訳を記載するか又はメモ等を添付してください。

## 【令和5年度交付申請について】

### 3 令和5年度に、標記補助金を申請する全ての法人…「令和5年度 補助金交付申請」

- (1) 第1号様式(第5条関係) 交付申請書
- (2) 別紙1 交付申請額内訳
- (3) 別紙2 月別返済額一覧
- (4) 第2号様式(第5条関係) 役員等氏名一覧表
- (5) 添付書類
  - ア 令和5年度収支予算書(案でも可)
  - イ 償還約定表(写)・償還年次表(写)
  - ウ 借入償還計画表(写)
  - エ 貸付金残高証明書(写)・金銭消費貸借契約書(写)

「事前着手届」について

- 令和元年度交付申請時より事前着手届については省略可能となりましたので、提出不要です。
- しかしながら、交付決定前に行われる補助対象事業についても県の指導監督下にあること(県は補助対象事業の実施、その内容を把握しており、補助事業者等も補助を受けけることを前提として、必要な県の指導に従う意向がある。)が条件となっておりますので、ご注意ください。

### 4 交付申請の留意事項

- (1) 提出様式、記載例を、インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)」→「書式ライブラリ」→「神奈川県からのお知らせ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」に掲載しています。ダウンロードして作成してください。
- (2) 法人代表者と申請者を別にする場合や、法人代表者と振込先口座名義人を別にする場合は、委任状をご提出ください。

## 【提出期限及び提出先について】

### 6 提出期限

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 令和5年度交付申請 | } <u>令和5年3月17日(金)【必着】</u> |
| (2) 令和4年度実績報告 |                           |

### 7 提出先

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 福祉施設グループ

問合せ先
福祉施設グループ 永田
電話 045-285-0738 (直通)
ファクシミリ 045-201-2051